

別添資料2 「『那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組』に基づく各種事業等の内容及び実施状況」への質問

作成：毛塚辰幸

前回配布された標記資料に何点か疑問がありますので、以下質問します。後日ご回答をお願いします。

- 1 番号 10 高体連へ指導・助言「危機管理マニュアルの適切な運用の支援」への質問  
実施状況に、危機管理委員会における指導・助言とあります。  
危機管理委員会は危機管理マニュアルが適切に運用されているかどうかどのように把握するのでしょうか。不適切な運用をどのように見分けるのでしょうか。教えてください。
- 2 番号 11 高体連へ指導・助言「高体連主催大会等の適切な運営支援」への質問  
実施状況に、大会の開催要項等の確認と現地調査・指導とあります。  
一つ目の疑問は、開催要項の確認は、誰が、いつ、どのように行うのかということです。実際に令和元年には、どのような指導をしたのでしょうか。教えてください。  
二つ目は、山岳部の競技会等は、現地を見ないと指導は困難であると思います。また専門的知見がないと助言も難しいと思います。高体連登山専門部が主管する大会等に、一体どのような専門性を持った方が、どのような調査し、助言したのでしょうか。教えてください。
- 3 番号 13 登山活動のチェック機能の充実「ガイドラインの作成」への質問  
ガイドラインの作成については、登山審査会が作成するのは問題があると、遺族は意見を述べてきました。しかし、審査会でガイドライン検討が行われています。  
また、遺族・弁護士は意見書を提出しましたが、審査会でどの程度協議されたのでしょうか。実際に、意見書についてどの程度の時間、協議されたのでしょうか。委員からどのような意見等が出されたのでしょうか。教えてください。
- 4 番号 14 登山活動のチェック機能の充実「登山計画審査会の機能強化」への質問  
機能強化の実施状況には、県外委員1名の追加と記載されています。全国体育連盟登山専門部の方のようですが、高体連の上部組織の同じ高校の山岳部顧問であるならば、機能強化となるとは思えません。  
機能強化を図るのであれば、安全管理や危機管理の専門家、部活動問題に詳しい方などが必要であると思います。より広い視点から助言ができる委員を参加させるべきと思います。
- 5 番号 16 登山活動のチェック機能の充実「高校生の登山等の安全確保に関する連絡協議会（高校生の登山のあり方に関する検討委員会）の設置への質問  
名称についての疑問です。検討委員会の委員が委嘱され、設置要綱も作成され、会議も行われていますが、記載は、連絡協議会という以前の名称となっています。検討委員会を独立させた形で明確に記載しないのはなぜでしょうか。遺族側の認識と違っています。
- 6 番号 17～20 安全な登山のための知識・技能の習得「登山部顧問等研修の開催」への質問  
登山部アンケート結果のまとめから、令和元年の登山部は12部（12校）、顧問は37名です。次年度石橋校が募集中止となると11校です。県立高校全体（61校）の約2割しかありません。  
2割程度であると、教員の定期異動により、経験ある登山部顧問が足りない状況が起きる可能性があります。顧問不足には、新しい顧問の養成、希望しない教員でも配置するということが起きてきま

す。今年度も 37 名中 13 名が新任です。

こうした状況の中で、37 名の顧問のために、17～20 までの研修会を開催し、21～25 までの国立登山研修所等への派遣事業を行うこととなります。

新任に研修等を受けさせ、登山の知識と技量を学ばせるという現在の仕組みで、安全な登山を実施することは難しいと思います。このような状況において安全な登山活動ができると考えているのは、どのような理由からですか。教えてください。

#### 7 番号 29 「指導者・生徒のためのハンドブックの作成」についての質問

一つ目の質問は、検証委員会報告書や再発防止策説明の段階では、「指導者と高校生のための」ハンドブックとなっていますが、今回は「高校生と指導者のための」と逆転させています。その理由を教えてください。

指導者と高校生では同じ条件の山行であっても求められる知識、判断のレベル、責任は全く違うと思います。

二つ目は、今回の事故に関しては、ハンドブックには「本県県立学校は、積雪期の登山は全面禁止」と書かれているだけです。事故の教訓等の記載がありません。このままでは、ハンドブックには禁止だけが残り、今回の雪崩事故の教訓は消えてしまいます。これは遺族が望んだ形ではありません。指導者に教訓を伝える記載を残して欲しいと思います。

三つ目は、検証委員会報告書では事故当事者もかかわることが書かれています。当事者しか残せない教訓があるからだと考えています。しかし、今回の作成メンバーに入っていません。事故関係者を作成委員に入れないのはなぜでしょうか。教えてください。

四つ目は、資料によると、県高体連登山専門部は、原稿作成を行い、さらに作成検討委員会委員にも入っています。登山専門部は検討ができるのでしょうか。

検討委員会は、外部の登山ガイド、危機管理の専門家、救助関係者、保護者等による検討が必要であると思います。